



令和7年度第11号

# スポ振だより 2月号

柴田町教育委員会 スポーツ振興課

令和8年4月1日からスポーツ振興課と生涯学習課が統合します。

令和8年4月1日から柴田町の組織体制が変わり、スポーツ振興課と生涯学習課が統合し、新たに「スポーツ文化振興課(案)」になる予定です。

- ・場所は、これまでと同じ柴田町役場 3 階です。
- ・電話番号は当面の間、「0224-87-8706」「0224-55-2135」の2つとなります。  
ご不明な点がございましたら、スポーツ振興課(87-8706)までお問い合わせください。

## 令和8年度学校体育施設使用団体登録について

学校開放事業で学校体育施設を使用するために必要な登録です。

登録にあたって、下記の条件を満たしている必要があります。令和8年度の利用予定日の前に申請書と下記の登録条件を満たしていることがわかる資料の提出が必要です。

ご不明な点がございましたら、スポーツ振興課までお問い合わせください。

### 登録条件

- ① 5人以上であってその半数以上を町内に住所を有する者で構成される団体
- ② 成人の責任者がいる
- ③ 傷害保険に加入している

事前に  
提出!

## 令和8年度の減免申請について

減免対象団体は柴田町体育協会加盟団体や柴田町スポーツ少年団、仙台大学の部活動などです。

該当する団体は施設利用予定日の7日前までに提出をお願いします。

添付資料として、柴田町体育協会や柴田町スポーツ少年団に加盟している事が分かる書類の提出をお願いします。(令和8年度の総会資料等)

総会が4月以降に行われる場合はその旨をスポーツ振興課へ報告し、総会終了後速やかに提出してください。

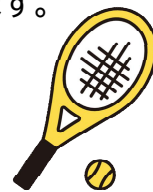
【提出期限】 令和8年3月2日(月)～初回利用予定の7日前までに提出

# しばた桜まつり開催に伴うマツケンフレンドテニスコートの利用制限

今年も「2026しばた桜まつり」が開催されます。マツケンフレンドテニスコートが利用できない期間は下記の通りです。ご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご協力をお願いいたします。

## 【利用休止期間】

令和8年3月23日～4月24日



## お知らせ と お願い

### 1. 施設の申請について

- ・申請書に記入する時間は準備から撤去するまでの時間になります。
- ・申請は使用しようとする 7 日前、納入は 3 日前 となっています。
- ・当日の貸し出し・使用延長はしていません。
- ・キャンセルする場合は、施設の代行員の配置の都合上、**必ず 3 日前までにご連絡** ください。  
(3日前が休日の場合は、その前の平日まで。)
- ・**土日・祝日の当日キャンセル** については、**必ず利用時間前に施設や代行員へご連絡** ください。  
(施設へ連絡する場合は、利用時間の 20 分前(代行員が到着する時間)から連絡可能です。)
- ・**当日、前日、前々日に自己都合によりキャンセルした場合には、使用料が発生します** ので、ご注意ください。

### 2. ゴミの持ち帰り及びトイレの利用について

- ・公の施設及び学校体育施設等を利用の際は、ごみは必ずお持ち帰りください。
- ・トイレの利用については、利用団体でトイレトペーパーを準備していただき、利用後は必ず清掃をお願いします。

## 「柴田町総合体育館」の今後のイベント

### 教室のご案内

総合体育館では、月曜日から金曜日まで様々な教室が開催されております。ご自身に合った、運動を見つけてみませんか。

#### 【開催内容(一部抜粋)】

- ・文化教室(コーラス・刺しゅう等)
- ・子ども向け教室
- ・ピラティス教室 等



詳細はこちら

### 利用調整会議

令和8年4月分の総合体育館利用調整会議についてお知らせします。

開催日時: 3月2日(月) 18:50～

開催場所: 柴田町総合体育館

総合体育館以外の利用調整会議

開催日時: 3月16日(月) 18:50～

開催場所: 柴田町役場 4階 多目的ホール

**※駐車スペースに限りがありますので、乗り合わせのご協力をお願いします。**